

令和6年4月

# 事業所税のてびき

鹿 児 島 市

## は じ め に

かねてから、市の税務行政につきましてご協力いただき感謝申し上げます。

鹿児島市は、県都として、また、政治・経済・文化等の都市機能が集積する南九州の中核都市として発展してきておりますが、同時に都市環境の整備など行政に対する需要はますます増大しております。

「事業所税」は、大都市の都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるために昭和 50 年 3 月、地方税法の一部改正により、目的税として創設されました。鹿児島市は、昭和 51 年度の地方税法の一部改正により、この事業所税の課税団体として政令で指定を受け、同年 10 月 1 日から課税しております。

このたびきは事業所税のあらましについて納税義務者の方々にご理解をいただくための一助として作成いたしましたので、ご理解の程よろしく願いいたします。

凡例：この手引書は次の略語で表示しております。

- |                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| ・ 地方税法……………法      | ・ 鹿児島市税条例……………条       |
| ・ 地方税法施行令……………令   | ・ 鹿児島市税条例施行規則……………条規  |
| ・ 地方税法施行規則……………則  | ・ 鹿児島市税減免の基準に関する規則…減規 |
| ・ 地方税法取扱通知……………取通 |                       |

**【例】**

[ 法 701 の 31①(2)は、地方税法第 701 条の 31 第 1 項第 2 号を表しています。 ]

# 目 次

## 1 事業所税の概要

- 1 事業所税とは…………… 3
- 2 事業所税の使いみち…………… 3
- 3 事業所税の課税団体…………… 3

## 2 事業所税のしくみ

- 1 事業所税の構成…………… 4
- 2 課税対象…………… 7
- 3 納税義務者…………… 8
- 4 課税標準
  - 4-1 資産割の課税標準…………… 9
    - 共用部分の取扱いについて…………… 11
    - 月割計算等の方法…………… 12
  - 4-2 従業者割の課税標準…………… 18
- 5 税率…………… 22
- 6 免税点
  - 6-1 資産割の免税点…………… 22
  - 6-2 従業者割の免税点…………… 22
- 7 非課税…………… 23
- 8 課税標準の特例…………… 24
- 9 減免…………… 25
- 10 事業所税の申告と納付…………… 26
  - みなし共同事業…………… 29

## 3 申告書の記載要領

- 1 事例…………… 31
  - ・ A : 「事業所税の申告書」記載要領…………… 33
  - ・ B : 「事業所等明細書」記載要領…………… 34
  - ・ C : 「非課税明細書」記載要領…………… 35
  - ・ D : 「課税標準の特例明細書」記載要領…………… 36
  - ・ E : 「共用部分の計算書」記載要領…………… 37

## 別 冊

- 1 非課税対象施設（人的非課税）一覧表
- 2 非課税対象施設（用途別非課税）一覧表
- 3 課税標準の特例対象施設（人的特例）一覧表
- 4 課税標準の特例対象施設（用途別特例）一覧表
- 5 減免対象施設一覧表

# 1 事業所税の概要

## 1 事業所税とは

事業所税は、大都市地域に人口や企業が集中することによって、著しく都市機能が低下し交通・防災・公害等の都市問題が発生するため、これらの都市環境施設の整備及び改善に必要な財源の確保を図るための目的税として、昭和 50 年に創設された税です。

事業所税は大都市における行政サービスと企業活動との受益関係に着目し、大都市地域に所在する事務所・事業所に対してその「事業所床面積」および「従業員の給与総額」という一定の外形標準を対象に課税する仕組みとなっています。

鹿児島市においても、昭和 51 年 10 月 1 日から事業所税が課せられています。

## 2 事業所税の使いみち

都市環境の整備及び改善に関する事業の費用に充てるための目的税で、次の事業に使われます。

- (1) 道路・都市高速鉄道・駐車場その他交通施設の整備事業
- (2) 公園・緑地その他の公共空地の整備事業
- (3) 水道・下水道・廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- (4) 河川その他の水路の整備事業
- (5) 学校・図書館その他の教育文化施設の整備事業
- (6) 病院・保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- (7) 公害防止に関する事業
- (8) 防災に関する事業
- (9) 以上のほか市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で政令で定めるもの

(法 701 条の 73)

## 3 事業所税の課税団体(77 団体)

- ・ 東京都（特別区の存する区域に限る。）
- ・ 地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市  
札幌市・さいたま市・広島市・北九州市・福岡市・熊本市など（20 市）
- ・ 首都圏整備法第 2 条第 3 項に規定する既成市街地を有する市(3 市)
- ・ 近畿圏整備法第 2 条第 3 項に規定する既成都市区域を有する市(5 市)
- ・ 人口 30 万人以上の市のうち政令で定める市  
久留米市・長崎市・大分市・宮崎市・那覇市・鹿児島市など（48 市）

## 2 事業所税のしくみ

### 1 事業所税の構成

	事業所税	
	資産割	従業者割
納税義務者	事務所又は事業所において事業を行う法人・個人	
課税標準	市内の事業所用家屋（事務所又は事業所）の合計床面積（㎡）	従業者給与総額（円） （役員を含み、役員以外の65歳以上〔経過措置あり（P19参照）〕の者・障害者を除く）
税率	1㎡あたり600円	0.25%
免税点	事業所用家屋の合計床面積 1,000㎡以下	合計従業者数 100人以下
免税点の判定	市内に所在する事務所又は事業所の延べ床面積（非課税部分を除く）を合算します。	市内に所在する事務所又は事業所の従業者数を合算します。
	課税標準の算定期間の末日（P9参照）の現況による。	
徴収方法	申告納付	
納付期限	法人……………事業年度終了の日から2ヶ月以内 個人……………翌年の3月15日	

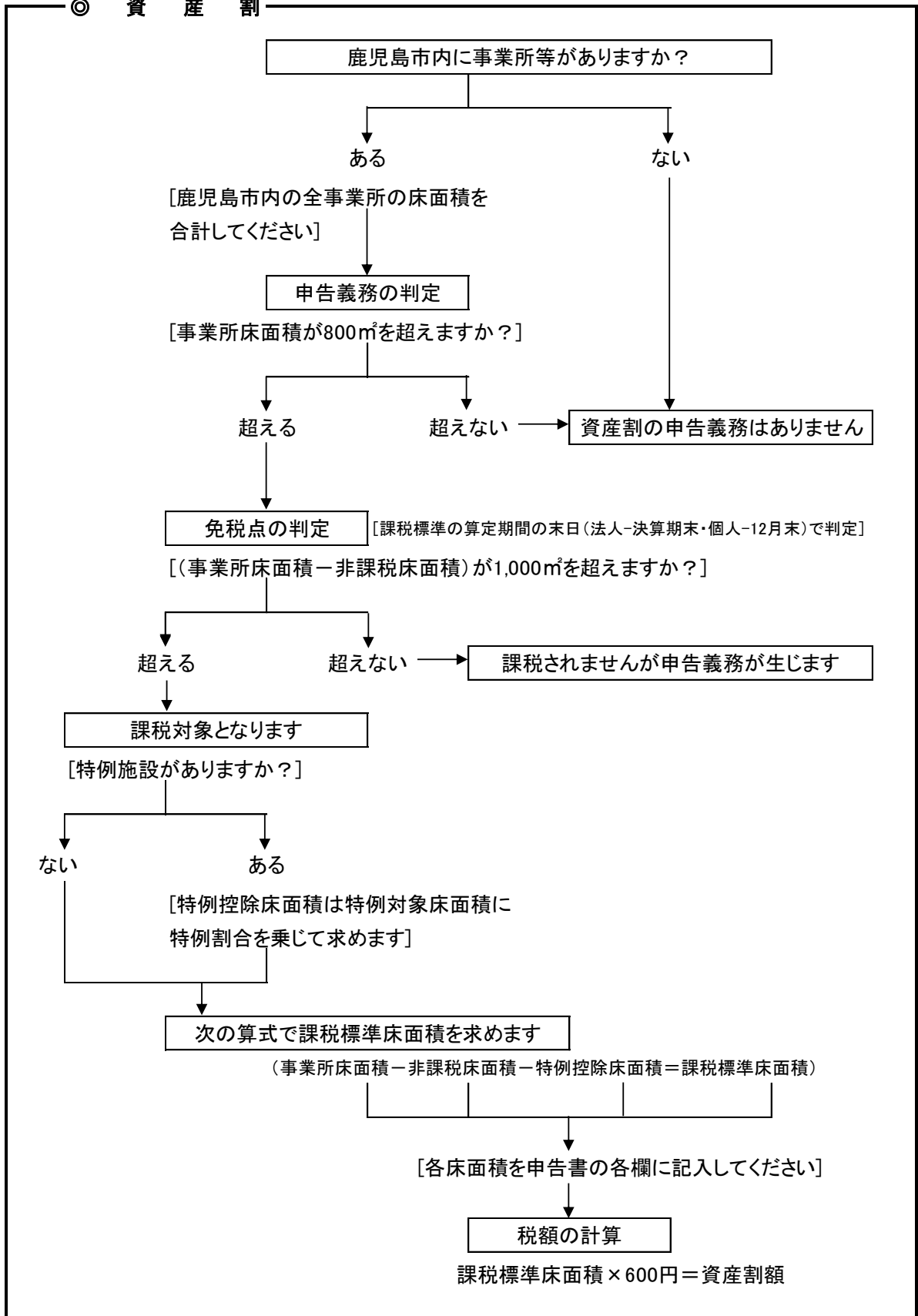
【注1】 市内に複数の事業所用家屋（事務所又は事業所）がある場合には、全事業所等の床面積を合算します。また自己所有の家屋か賃貸物件かにかかわらず、実際にそこで事業を行う法人や個人が該当します。

【注2】 免税点以下で納付する必要がない場合であっても、延床面積800㎡超又は従業者が80人超の場合及び前事業年度又は前年中に事業所税の税額があった場合は、申告書を提出していただくことになります。

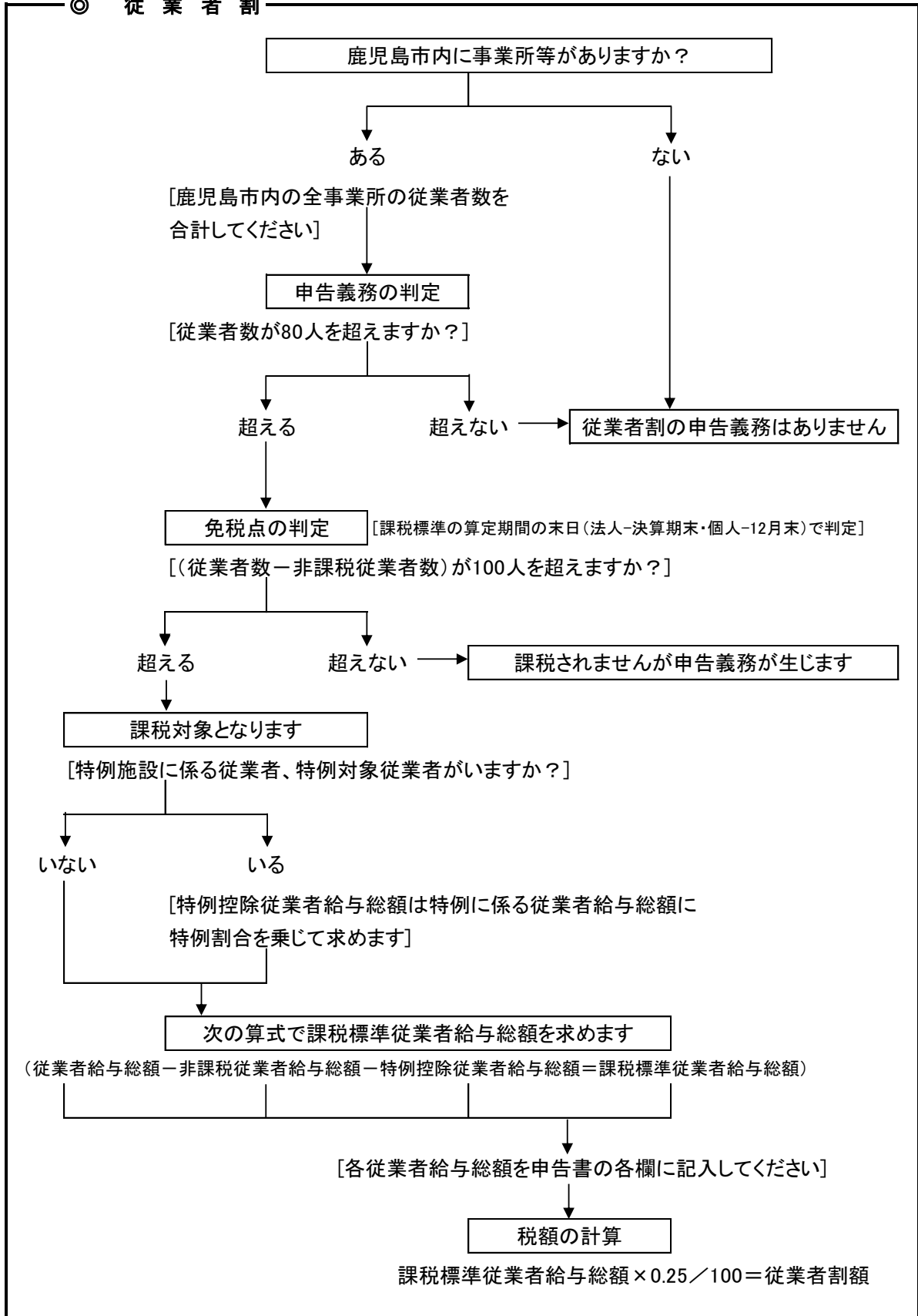
[条115の8④][条規22①]

【注3】 新築・増築の際に課税される「新增設に係る事業所税」は平成15年3月31日付で廃止されました。

◎ 資 産 割



◎ 従業者割



## 2 課税対象

事業所税は、事業所等で事業を行う場合に課税対象となります。

[法 701 の 32①]

- 事業所等とは人の居住の用に供さない事務所・事業所を指し、事業の必要から設けられた人的・物的施設で、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。  
具体的には、事務所・店舗・工場・倉庫等ですが、これらに付属する材料置場、作業所、ガレージ等も事業所等の範囲に含まれます。  
基本的には住民税や事業税の事務所・事業所と同様のものとお考えください。

### 仮小屋・仮事務所

設置期間が2～3ヶ月程度の仮小屋・仮事務所等は、事業に継続性がないため、事業所等とは取り扱いません。

### 建設業における現場事務所

1年未満の現場事業所は事業所等として取り扱いません。

### モデルハウス

住宅の商品見本としての性格が強いため、課税の対象となりません。

### 社宅・社員寮

人の居住の用に供するものですので事業所等とは取り扱いません。

### 無人倉庫

当該無人倉庫を管理する事務所等が鹿児島市内にある場合は当然に課税となりますが、管理する事務所等が鹿児島市外の場合でも、当該事務所等と一体となって事業の用に供されていると認められる限り課税の対象となります。

【注1】 事業とは、物の生産・流通・販売・サービスの提供などに係るすべての経済活動を行います。したがって、本来の事業の他、これに関連して行われる付随的事业も含まれます。

【注2】 事業所等は、経営主体が同一で、同一敷地内に所在する効用上一体として使用される事業所用家屋全部が1単位となります。また、近接した2つ以上の場所で、単なる分館的なものであれば、合わせて1つの事業所等とします。



### 3 納税義務者

納税義務者は、鹿児島市内に所在する事業所等において事業を行う法人または個人です。  
[法 701 の 32①]

納税義務者は申告納付の方法により、自らその納付すべき事業所税の課税標準額及び税額を算出し、申告書を提出するとともに、その税額を納付する義務があります。  
[法 701 の 46、法 701 の 47]

○ 事業を行う方が単なる名義人である場合は、事実上当該事業を行っている方が納税義務者となります。  
[法 701 の 33]

○ 特殊関係者を有する者の事業と当該特殊関係者が行う事業とが同一家屋内で行われている場合、その特殊関係者の事業は共同事業とみなされます。

[法 701 の 32②]

詳しくは「みなし共同事業」(P29～30)をご参照ください。

○ 共同して事業を行う場合は、各事業者が連帯納税義務を負います。

[法 10 の 2①]

○ 人格のない社団等は法人とみなされ、法人に関する規定が適用されます。

[法 701 の 32③]

○ 清算中の法人においては、清算の業務を行う範囲内において納税義務者となります。

[取通 9 章 3(4)ア]

#### 貸ビル等

貸ビル等の全部又は一部を借りて事業を行う場合は、当該事業を行う方(テナント)が納税義務者となります。

ただし、貸主は「事業所用家屋の貸付に関する申告書」の提出が必要となります。

[法 701 の 52②、条 115 の 10②]

#### デパート等のケース貸し

デパート等におけるケース貸しに係る部分は、当該床面積の使用について賃貸借契約が締結され、賃借人が当該部分の使用権を有する場合を除き、デパート等の経営者が資産割の納税義務者となります。

## 4 課税標準

### 4-1 資産割の課税標準

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日現在における鹿児島市内に所在する各事業所等の合計床面積をいいます。 [法 701 の 31①(2)、法 701 の 40①]

#### ○ 課税標準の算定期間

法人・・・その法人の事業年度

個人・・・1月1日から12月31日まで

※ 課税標準の算定期間の中途における事業所等の新設・廃止の場合や課税標準の算定期間の月数が12ヶ月に満たない場合については「月割計算等の方法」(P12)をご参照ください。

[法 701 の 40、法 701 の 31①(7),(8)]

#### ○ 事業所床面積

(1) 事業所床面積とは、事業所用家屋の延床面積をいいます。

[法 701 の 31①(4)]

(注) 家屋とは固定資産税における家屋で、不動産登記法上の建物と同意義です。未登記の建物であっても、本来登記されるべき建物は家屋となります。

(2) 床面積の取扱いと端数処理

① 床面積は原則として実測面積によりますが、不動産登記簿又は固定資産課税台帳上の面積が実測面積と同様であれば、それらの面積を事業所床面積として差し支えありません。

・ 不動産登記事務取扱手続準則第82条(建物の面積の定め方)

ア. 天井の高さ1.5メートル未満の地階及び屋階(特殊階)は、床面積に算入しない。

ただし、1室の一部が天井の高さ1.5メートル未満であっても、その部分は、当該1室の面積に算入する。

イ. 停車場の上屋を有する乗降場及び荷物積卸場の床面積は、その上屋の占める部分の乗降場及び荷物積卸場の面積により計算する。

ウ. 野球場、競馬場又はこれらに類する施設の観覧席は、屋根の設備のある部分の面積を床面積として計算する。

エ. 地下停車場、地下駐車場及び地下街の建物の床面積は、壁又は柱等により区画された部分の面積により定める。ただし、常時一般に開放されている通路及び階段の部分を除く。

オ. 停車場の地下道設備(地下停車場のものを含む)は、床面積に算入しない。

カ. 階段室、エレベーター室又はこれに準ずるものは、床を有するものとみなして各階の床面積に算入する。

- キ. 建物に附属する屋外の階段は、床面積に算入しない。
- ク. 建物の一部が上階まで吹抜になっている場合には、その吹抜の部分は、上階の床面積に算入しない。
- ケ. 柱又は壁が傾斜している場合の床面積は、各階の床面の接着する壁その他の区画の中心線で囲まれた部分による。
- コ. 建物の内部に煙突又はダストシュートがある場合（その一部が外側に及んでいるものを含む。）には、その部分は各階の床面積に算入し、外側にあるときは算入しない。
- サ. 出窓は、その高さ1.5メートル以上のものでその下部が床面と同一の高さにあるものに限り、床面積に算入する。

- ② 業所用家屋の各階ごとに、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により平方メートル（㎡）を単位として計算し、1㎡の100分の1未満の端数は切り捨てます。

#### **休止中の施設**

事業所床面積のうち課税標準の算定期間末日以前6ヶ月以上休止していたと認められる部分については、課税標準に含めないものとして取り扱います。

この場合、休止部分は明確に区画されている必要があり、現に使用されていなくても、維持管理が行われ、いつでも使用できる状態にある遊休施設や改装中の施設は休止施設に該当しません。

なお、免税点の判定は休止部分の床面積を含めて行いますのでご注意ください。

#### **屋根だけの設備、車庫等**

課税対象となるかどうかは、不動産登記法上の家屋に該当するかにより判定されます。したがって、屋根だけの設備や車庫についても、それらが不動産登記法上の家屋（固定資産税の課税の対象となる家屋）に該当すれば、課税対象とされることになります。

- (3) 事業用家屋に共用部分がある場合、その床面積も含まれます。  
(詳しくは次ページをご覧ください)

## ○ 共用部分の取扱いについて

事業所用家屋に共用部分がある場合、各事業者の課税標準となる床面積は次の算式により計算することになります。

$$\boxed{\text{事業所床面積}} = \boxed{\text{専用部分の床面積}} + \boxed{\text{共用部分の床面積}} \times \frac{\boxed{\text{共用部分に係る当該事業者の専用部分の床面積}}}{\boxed{\text{各専用部分の床面積合計}}}$$

(注) 共用部分とは専用部分に係る廊下、階段、ビル塔屋、エレベーター等共同で使用する部分をいい、物理的、構造的に共同して使用できる部分すべてが含まれます。

## ○ 月割計算等の方法

- 1 課税標準の算定期間の中途において事業所等の新設・廃止があった場合、課税標準は月割計算によって算定します。 [法 701 の 40②]

(計算例はP14～15の事例1・2をご参照ください)

### 月割計算の算定式

- ① 課税標準の算定期間の中途に新設された事業所等  
【新設の翌月から数えます】

$$\frac{\text{課税標準の算定期間の末日における事業所床面積} \times \text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

- ② 課税標準の算定期間の中途に廃止された事業所等  
【廃止の月まで数えます】

$$\frac{\text{廃止の日における事業所床面積} \times \text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

- ③ 課税標準の算定期間の中途に新設され、同期間の中途に廃止された事業所等  
【新設の翌月から廃止の月まで数えます】

$$\frac{\text{廃止の日における事業所床面積} \times \text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

【注】 属する月とは通常、その月の1日から月末をいいますが、20日決算であれば21日から翌月20日までを属する月として取り扱います。

### 1 事業所等での事業所用家屋の増減

(計算例はP17の事例4をご参照ください)

月割課税は1事業所単位で計算しますので、支店、営業所等の1事業所内(敷地内等)で家屋の増築、滅失及び新築があった場合には、単なる1事業所内における床面積の増減でしかなく、月割課税は行いません。

課税標準の算定期間の末日(法人の場合決算期末)の現況による事業所床面積により課税されます。

2 課税標準の算定期間の月数が12ヶ月に満たない場合や、年度中途での事業の開始・  
廃業の場合、課税標準は次の計算式により算定します。 [法701の40①③]

(計算例はP16の事例3をご参照ください)

$$\frac{\text{課税標準の算定期間の  
末日現在の事業所床面積}}{\text{課税標準の算定期間の月数}} \times \frac{\text{課税標準の算定期間の月数}}{12}$$

【注】 課税標準の算定期間の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときはこれを1月とみなします。

#### 事業所が課税区域外に移転した場合

本市域内にある事業所等の床面積が対象となりますので、市域外に移転した事業所等については、地方税法上、廃止されたものとして取扱います。

ただし、本市域内に他の事業所等がある場合、以下のとおりとなりますので、ご注意ください。

- ・算定期間の末日において、他の事業所等の合計床面積が免税点以下の場合には課税されません。
- ・算定期間の末日において、他の事業所等の合計床面積が免税点を超える場合には、月割計算をして課税標準に算入します。

◆ 事業所を新設、廃止した時の課税標準の計算事例

事例 1	<p>【新設】 鹿児島市内に事業所等があり、さらに新たに支店・営業所等の事業所を市内に新設したとき</p> <p>【廃止】 鹿児島市内に事業所等があり、そのうちいずれかの支店・営業所等の事業所を廃止したとき</p>
---------	---

【説明】 (※月割計算式はP12をご参照ください。)

事業そのものは継続して行っているため、新設・廃止になった事業所は「課税標準の算定期間の中途において事業所等を新設（廃止）した場合」に該当し、次の月割計算によって算定します。

【新設の事例】

A社は市内山下町に本社があり事業を行ってきたが、10/1に市内新栄町に支店を新設した。

・決算：3/31 ・本社床面積：2,500 m<sup>2</sup> ・支店床面積：1,500 m<sup>2</sup>

[支店の月割計算]

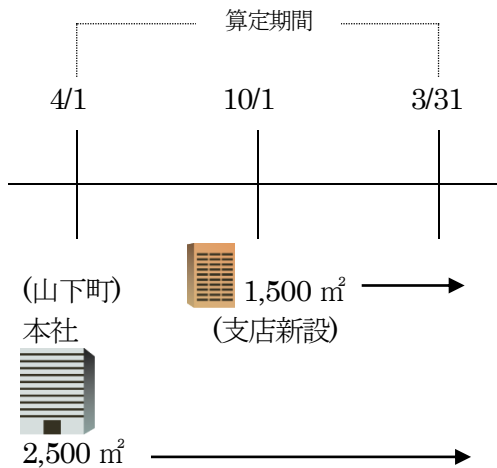
新設した月の翌月から計算

(11月～3月)

$$1,500 \text{ m}^2 \times \frac{5}{12} = 625 \text{ m}^2$$

[課税標準となる床面積]

・本店の床面積	2,500 m <sup>2</sup>
・支店の床面積	625 m <sup>2</sup>
合 計	3,125 m <sup>2</sup>



【廃止の事例】

A社は市内山下町に本社があり事業を行ってきたが、10/1に市内新栄町の支店を廃止した。

・決算：3/31 ・本社床面積：2,500 m<sup>2</sup> ・支店床面積：1,500 m<sup>2</sup>

[支店の月割計算]

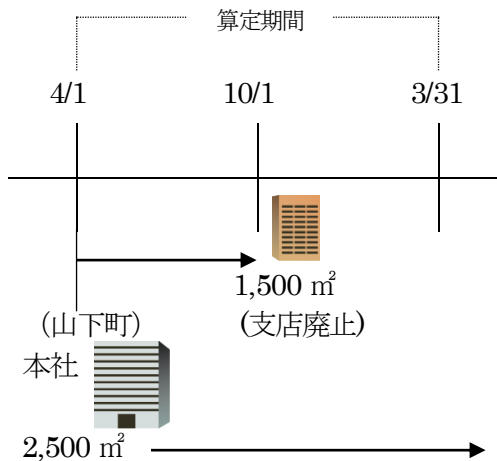
廃止の属する月までを計算

(4月～10月)

$$1,500 \text{ m}^2 \times \frac{7}{12} = 875 \text{ m}^2$$

[課税標準となる床面積]

・本店の床面積	2,500 m <sup>2</sup>
・支店の床面積	875 m <sup>2</sup>
合 計	3,375 m <sup>2</sup>



事例 2	[新設] 他都市で事業を行っており、鹿児島市内に初めて支店・営業所等の事業所を新設したとき
	[廃止] 他都市で事業を行っており、鹿児島市内の全ての支店・営業所等の事業所を廃止したとき

【説明】（※月割計算式はP12をご参照ください。）

〔新設の場合〕

- ・ 事業そのものは継続して行っているため、「課税標準の算定期間の中途において事業所等を新設（廃止）した場合」に該当し、次の月割計算によって算定します。

〔廃止の場合〕

- ・ 事業そのものは継続して行っていますが、課税標準の算定期間の末日には鹿児島市内に事業所等が存在しないため免税点以下（1,000 m<sup>2</sup>以下）となり課税されません。

【新設の事例】

A社は、東京で事業を行ってきたが、新たに鹿児島市内に支店を開設した。

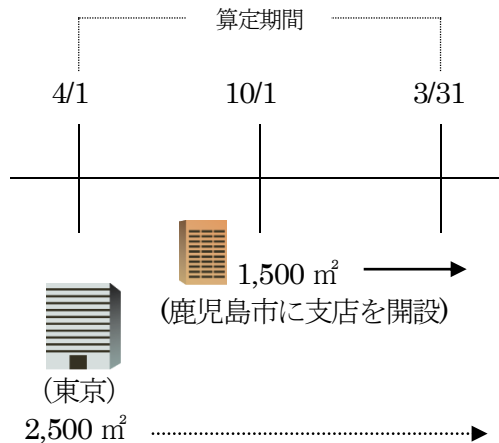
- ・ 決算：3/31 ・ 支店開設日：10/1 ・ 支店床面積：1,500 m<sup>2</sup>

〔支店の月割計算〕

開設した月の翌月から計算

(11月～3月)

$$1,500 \text{ m}^2 \times \frac{5}{12} = 625 \text{ m}^2$$



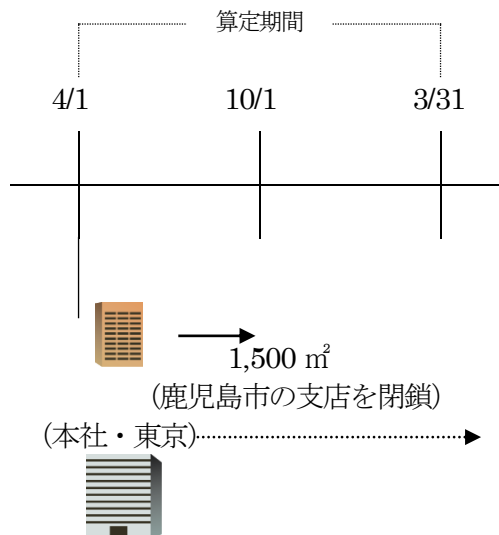
〔課税標準となる床面積〕

- ・ 支店の床面積 625 m<sup>2</sup>

【廃止の事例】

東京に本社があるA社は、鹿児島市内の支店を10/1に閉鎖した。

- ・ 決算：3/31 ・ 支店床面積：1,500 m<sup>2</sup>



算定期間の末日である 3/31 現在には事業所床面積が鹿児島市内には無いことから、免税点以下となり課税とならない。



事例 3	<p>【新設】 事業を初めて開始し、鹿児島市内に支店・営業所等の事業所を新設したとき</p> <p>【廃止】 事業そのものを終了し、全ての支店・営業所等の事業所を廃止したとき</p>
---------	---

【説明】（※月割計算式はP13をご参照ください。）

この事例の場合の課税標準の算定期間は、「事業の開始の日から事業年度の終了の日まで」又は「事業年度の開始の日から事業の廃止の日まで」となります。

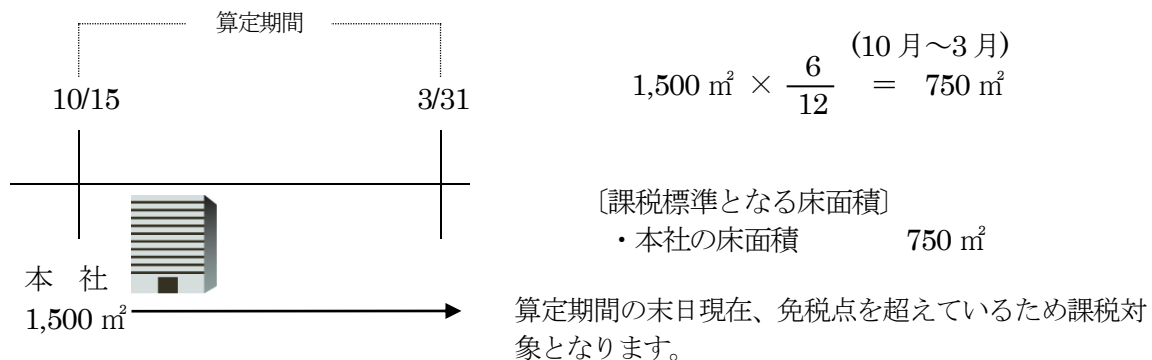
したがって、「課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合」に該当し、次の算式により計算します。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{算定期間の末日現在} \\ \text{の事業所床面積} \end{array} \times \frac{\text{算定期間の月数}}{12\text{ヶ月}} \right] \rightarrow \begin{array}{l} \text{この月数は、曆にしたがって計算} \\ \text{し、1月に満たない端数を生じた} \\ \text{ときはこれを切り上げ1月としま} \\ \text{す。} \end{array}$$

【新設の事例】

A社は10月15日に初めて事業を開始し、鹿児島市に本社事務所を新設した。

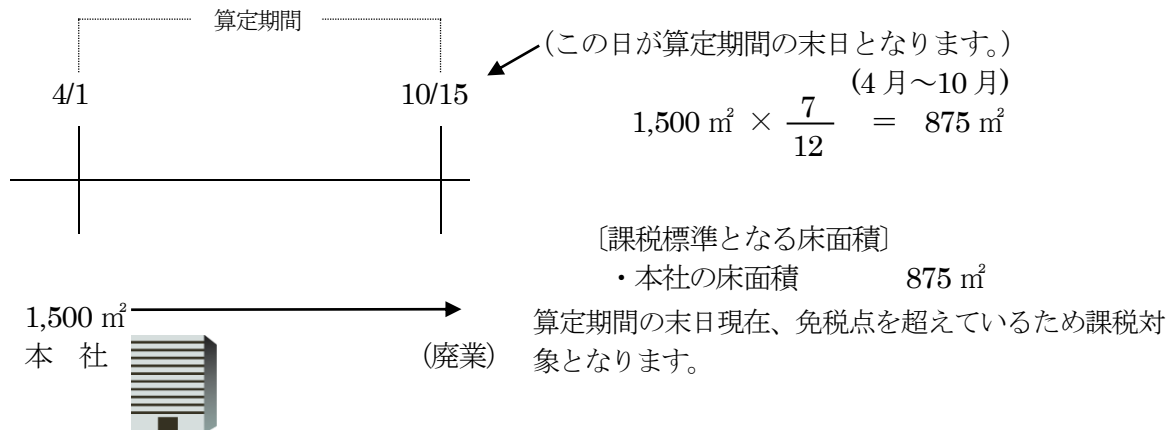
・決算：3/31 ・本社床面積：1,500 m<sup>2</sup>



【廃止の事例】

A社は10月15日に事業を廃業し鹿児島市の本社を廃止した。

・決算：3/31 ・本社床面積：1,500 m<sup>2</sup>



事例 4	<p>【拡張】 鹿児島市内に事業所等があり、その同一事業所敷地内に一部建物を新築（又は増築）した場合又は同一建物内で借受面積が増えた場合</p> <p>【縮小】 鹿児島市内に事業所等があり、その同一事業所敷地内の建物を一部取り壊した場合又は同一建物内で借受面積が減った場合</p>
---------	--

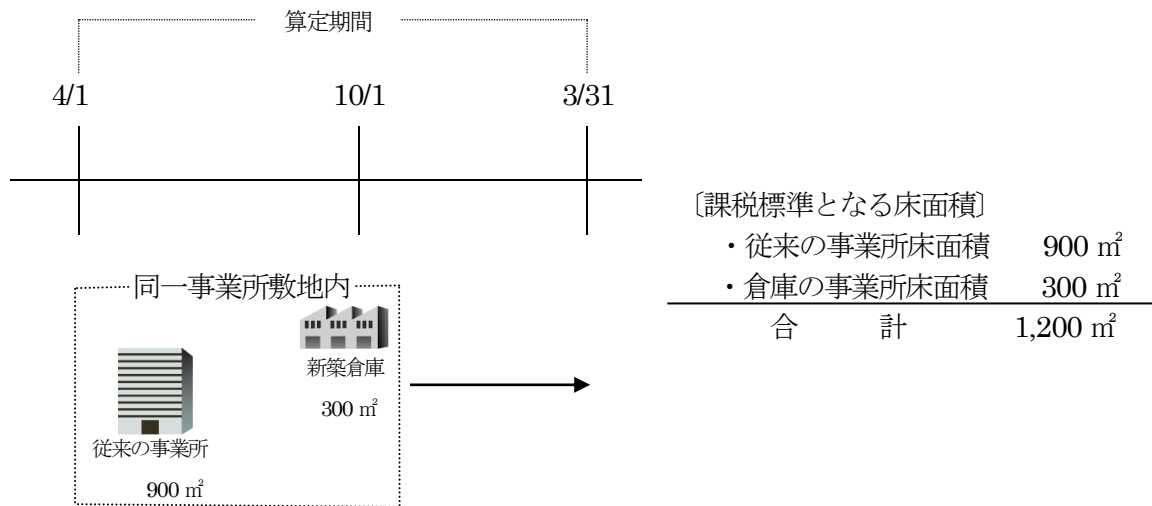
【説明】

1 事業所内における建物の増減等は、事業所の新設・廃止には該当せず、課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積が課税標準となります。（月割計算は行いません。）

【拡張の事例】

A社は10/1に同一事業所敷地内に新たに倉庫を新築した。

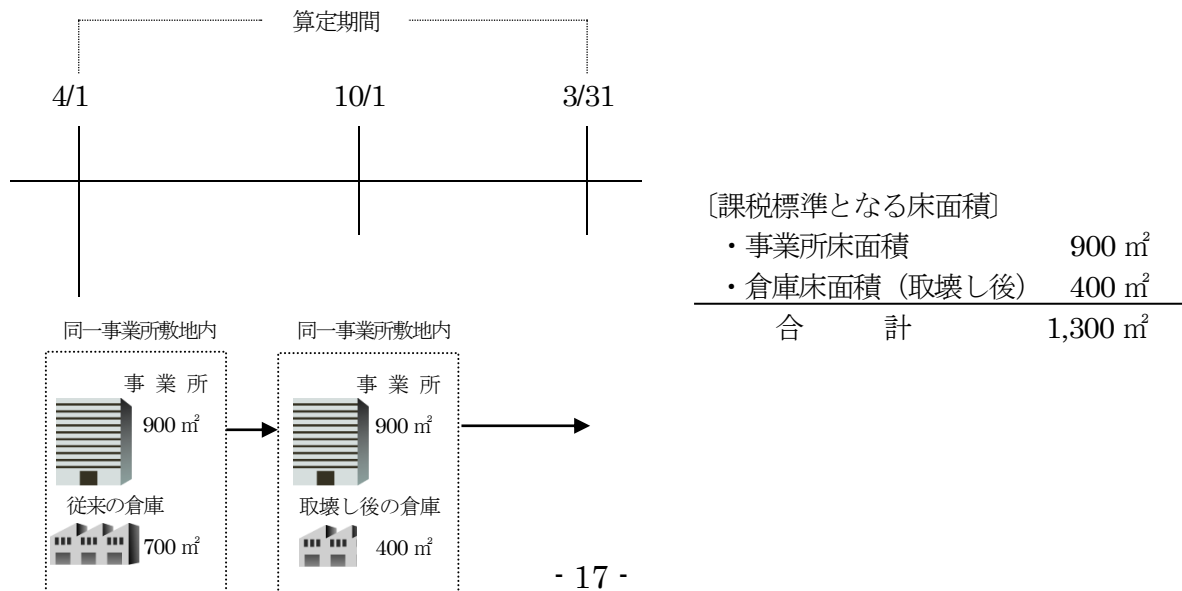
- ・決算：3/31
- ・従来の事業所床面積 900 m<sup>2</sup> + 新築の倉庫面積 300 m<sup>2</sup> = 1,200 m<sup>2</sup>



【縮小の事例】

A社は10/1に同一事業所敷地内にある倉庫を一部取り壊した。

- ・決算：3/31
- ・従来の事業所床面積(事務所 900 m<sup>2</sup> + 倉庫 700 m<sup>2</sup>) - 取壊した倉庫面積 300 m<sup>2</sup> = 1,300 m<sup>2</sup>



## 4-2 従業者割の課税標準

従業者割の課税標準は、鹿児島市内の事業所等において課税標準の算定期間中に従業者に対して支払われた従業者給与総額です。

[法 701 の 31①(3)、法 701 の 40①]

### ○ 従業者給与総額

課税標準の算定期間中に従業者に支払われた又は支払うべき給与等の総額をいいます。

なお、従業者には一般の従業者のほか役員（顧問を含む）、臨時従業者、出向者等も含まれます。くわしくは「特殊な勤務形態の従業者」（P20）をご参照ください。

#### ・従業者給与総額に含まれるもの

俸給、給料、賃金、賞与、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、所得税法上課税とされる通勤手当、ベースアップの差額及び現物支給等

#### ・従業者給与総額に含まれないもの

退職給与金、年金、恩給及び役員に対する利益処分による賞与等

### 未払金としている給与等

従業者給与総額の算定は会計処理上のいわゆる発生主義により算定します。したがって実際に従業者に現金が支払われていなくても、会計上未払金として計上されているものについては従業者給与総額に算入します。

ただし、支払義務の発生していない期末賞与等の引当金として経理されている金額は従業者給与総額に含まれません。

### ○ 従業者給与総額の算定

- (1) 役員以外の高齢者（【注1】参照）及び役員以外の障害者については従業者から除き、従業者割は課されません。

[法 701 の 31①(5)]

なお、障害者とは所得税、住民税において障害者控除の対象となる方をいいます。

[令 7]

- (2) 雇用改善助成対象者（【注2】参照）がいる場合、課税標準となるべき従業者給与総額の算定はその方の給与総額の1/2に相当する額を除きます。

[法 701 の 31①(5)]

- (3) 転勤者の取り扱いについて

課税標準の算定期間の中で他市町村へ転勤した者の給与等は、その者に係る給与等の計算期間の末日現在に勤務する事業所等の従業者給与総額に含まれます。

したがって、給与等の計算期間において本市内の事業所等に勤務しており、支給日に他市町村の事業所等に勤務していたとしても、その月に係る給与等は鹿児島市の事業所等の従業者給与総額に含まれます。

賞与については、原則として支給日において勤務すべき事業所等に係る従業者給与総額に算入します。

【注1】高齢者の年齢については以下の経過措置があります。

- (1) 平成18年4月1日以後に開始する、法人の事業年度分又は個人事業の年分・・・62歳以上
- (2) 平成19年4月1日以後に開始する、法人の事業年度分又は個人事業の年分・・・63歳以上
- (3) 平成22年4月1日以後に開始する、法人の事業年度分又は個人事業の年分・・・64歳以上
- (4) 平成25年4月1日以後に開始する、法人の事業年度分又は個人事業の年分・・・65歳以上

《年齢等の判定について》

・高齢者の年齢、障害者雇用改善助成対象者の判定は、その方に対して給与等が支払われる時の現況（給与等の計算の基礎となる期間（月給・週給等）の末日）によります。

例) 毎月末が給与等の算定期間の末日で、支給日が翌月25日である場合

4/30	5/31	6/30	7/31	8/31
64歳	△ 6月10日65歳到達	65歳		
<b>算入</b> (6月25日支払給与)	<b>不算入</b> (7月25日支払給与)	<b>不算入</b> (8月25日支払給与)	<b>不算入</b> (9月25日支払給与)	

【注2】雇用改善助成対象者

年齢が55歳以上65歳未満（上限である65歳未満に以下の経過措置あり）の従業者のうち、次の表に掲げる方です。

- (1) 平成18年4月1日以後に開始する、法人の事業年度分又は個人事業の年分・・・62歳未満
- (2) 平成19年4月1日以後に開始する、法人の事業年度分又は個人事業の年分・・・63歳未満
- (3) 平成22年4月1日以後に開始する、法人の事業年度分又は個人事業の年分・・・64歳未満
- (4) 平成25年4月1日以後に開始する、法人の事業年度分又は個人事業の年分・・・65歳未満

1	雇用保険法・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令に基づき、高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用の機会を増大させるために行われる労働者の雇入れの促進に関する助成に係る者
2	雇用保険法・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に規定する作業環境に適応させるための訓練を受けた者
3	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令に規定する雇用奨励金の支給に係る者

◆ 特殊な勤務形態の従業者（免税点と課税標準）

従業者の区分		免税点の判定における従業者の範囲	課税標準における従業者給与総額の範囲	備考
役員	無給の役員	従業者に含めない		
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業者に含める	それぞれの会社の報酬を当該会社の従業者給与総額に含める	
	非常勤の役員	従業者に含める	従業者給与総額に含める	
パートタイマー		従業者に含めない	従業者給与総額に含める	所定の労働時間が正規従業者の 3/4 未満
日々雇用等の臨時の従業員		従業者に含める	従業者給与総額に含める	
休職中の従業員		給与等が支払われている場合は従業者に含める	従業者給与総額に含める	
中途退職者		従業者に含めない	退職時までの給与等は従業者給与総額に含める	
出向社員	出向元が給与を支払う	出向元の従業者に含める	出向元の従業者給与総額に含める	
	出向先が出向元に対して給与相当分を支払う	出向先の従業者に含める	出向先の従業者給与総額に含める	法人税法上給与相当分が給与として取り扱われる
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与等を支払う会社の従業者に含める	それぞれの会社が支払う給与等を当該会社の従業者給与総額に含める	
課税区域外の建築現場事務所に派遣されている社員		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない	出張の場合は含める
外国又は課税区域外への長期出張又は派遣		長期出張の場合は従業者に含める 派遣の場合は従業者に含めない	長期出張の場合は従業者給与総額に含める 派遣の場合は従業者給与総額に含めない	出張が派遣と同様と認められる場合は含めない
保険の外交員		所得税法上の給与等が支払われている場合は含める	所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める	
常時船舶の乗組員		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない	

### パートタイマー

形式的な呼称によるものではなく、勤務の状態によって判定します。

一般的な雇用の長短ではなく、当該事務所の通常の勤務時間より相当短時間の勤務（1日の平均勤務時間が正規従業員の4分の3未満）をすることで雇用されているものであり、休暇・社会保障・賞与等から見ても明らかに正規の従業員とは区別されるものをいいます。

### 出 向

出向元企業と出向従業者との雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権が出向企業にあり、労務を提供させるものをいいます。

### 出 張

企業の従業者が、出張元の従業者としての雇用関係および指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事業所等と異なった事業所等において、出張元の企業のために労務の提供を行うものをいいます。

なお、長期出張とは出張期間が1年以上の場合をいいます。

### 派 遣

派遣元の従業者としての雇用関係、指揮監督関係は維持されているが、就業規則等は派遣先の従業者と同様のものであり、労務の提供も本来的には派遣元のためでありながら事実上の勤務は派遣先にあるものをいいます。

## 5 税率

資産割の税率は事業所床面積 1 m<sup>2</sup>につき 600 円、従業者割の税率は従業者給与総額の 100 分の 0.25 (0.25%) です。

[法 701 の 42①]

## 6 免税点

事業所税の免税点の判定は、資産割と従業者割でそれぞれ別個に行います。したがって、資産割又は従業者割のいずれか一方が免税点を超えた場合はその超えたもののみ課税となります。

### 6-1 資産割の免税点

資産割は鹿児島市内に所在する各事業所等の事業所床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>以下の場合には課税されません。

[法 701 の 43①]

- 免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。
- 事業所税における免税点の制度は、中小零細事業者の負担を排除するため設けられているものであり、基礎控除の制度ではありません。例えば課税標準の算定期間の事業所床面積が 1,800 m<sup>2</sup>の場合、課税対象となるのは 800 m<sup>2</sup>でなく 1,800 m<sup>2</sup>となります。
- 免税点の判定にあたっては非課税施設に係る事業所床面積を除いて判定します。ただし、課税標準の特例床面積、減免に関する床面積は除かれません。

### 6-2 従業者割の免税点

従業者割は鹿児島市に所在する各事業所等の従業者数の合計が 100 人以下の場合は課税されません。

[法 701 の 43①]

- 免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。  
課税標準の算定期間の中途において退職した従業者は、免税点の判定上は除かれますが、その者に支払った給与等は、課税標準となる従業者給与総額に含まれます。
- 課税標準の算定期間中を通じて従業者数に著しい変動がある場合は、各月の末日の従業者数の平均を従業者数とします。
- 免税点の判定にあたっては非課税に係る従業者を除いて判定します。ただし、課税標準の特例や減免に関する従業者は除かれません。

## 7 非課税

事業所税の趣旨、目的からみて事業所税を課すべきでないと考えられる事業所については地方税法の規定により非課税措置がとられています。非課税対象施設の範囲は「非課税対象施設一覧表」（別冊）のとおりです。

### 人的非課税と用途別非課税

事業所税には人的非課税と用途別非課税があります。

人的非課税とは国、非課税独立行政法人、公共法人、公益法人等の法人自体の公共性、公益性から非課税とされているものです。

用途別非課税とは、特定の用途に供される施設に着目し、非課税とされているものです。

### 非課税の適用判定日

非課税規定の適用を受けるかどうかの判定は、課税標準の算定期間末日の現況により行います。  
[法 701 の 34⑥]

### 非課税施設と課税施設に係る共用部分の取扱い

同一の事業所用家屋において、非課税施設と課税施設があり、これらの施設が廊下・階段等を共用している場合、その共用部分はすべて課税標準床面積に算入します。

<例>社員食堂（非課税施設）に通じる廊下・階段は課税標準床面積に算入します。

ただし、1棟の大半を福利厚生施設として使用しているような場合においては、一般的には業務用部分を除き、非課税施設として取扱います。

### 非課税の適用

#### (1) 公益法人等が収益事業と収益事業以外を併せて行っている場合の非課税の適用

収益事業と収益事業以外を併せて行っている事業所において、非課税規定の適用を受けるものと受けないものとを区分できないときは、法人税法施行令第6条の規定による区分経理の方法に基づき、収益事業以外の事業について非課税の適用があります。

[令 56 の 23]

#### (2) 非課税規定の適用を受ける事業とその他の事業を行っている場合の従業者給与総額の算定方法

非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業に従事した従業者の分量に応じてその者の給与等の額をあん分します。

ただし、従事した分量が明らかでない場合は均等に従事したものとして計算します。

[令 56 の 49]



## 8 課税標準の特例

事業所税の趣旨、目的からみて事業所税を軽減すべきであると考えられる事業所については地方税法の規定により課税標準の一定割合を軽減する措置がとられています。

事業所税における課税標準の特例対象施設の範囲は「課税標準の特例対象施設一覧表」(別冊)のとおりです。

事業所税の課税標準の特例には非課税と同様に人的特例と用途別特例があります。

課税標準の特例規定が適用される場合、各号に掲げる施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額から、それぞれの控除割合を乗じて得た面積又は金額が、課税標準から控除されます。

### 免税点の判定

非課税措置と異なり、免税点の判定では課税標準の特例が適用されません。控除前の事業所床面積及び従業者給与総額で判定されます。

### 課税標準の特例の判定日

特例規定の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間末日の現況により行います。

[法 701 の 41③]

### 特例対象施設と課税施設に係る共用部分の取扱い

同一の事業所用家屋において特例対象施設と課税施設とがあり、これらの施設が廊下・階段等を共用している場合、その共用部分は特例対象施設に含めません。

### 課税標準の特例の適用

特例規定を受ける事業と、受けない事業とを併せて行っている場合の従業者給与総額の算定方法は、**非課税の適用**の取扱いと同様に行います。(P23 参照)

## 9 減 免

本市においては、天災等の事情がある場合や地方税法上非課税又は課税標準の特例規定の適用を受ける施設との均衡を考慮し、鹿児島市税条例によって減免措置を講じています。

[条 115 の 12、減規 4]

減免の対象施設と軽減割合は「減免対象施設一覧表」（別冊）のとおりです。

### 減免の判定

減免の適用を受けられるか否かは、課税標準の算定期間の末日の現況により判定します。

※ 天災等に係る減免については市民税課にお問い合わせください。

### 減免の申請

減免を受けようとする場合は、「事業所税減免申請書」に減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて、納期限までに提出してください。

## 10 事業所税の申告と納付

### 1. 申告義務者

鹿児島市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人で、次に該当する場合は事業所税の申告が必要となります。

[法 701 の 46、法 701 の 47、条 115 の 8]

#### 【申告と納付が必要な場合】

課税標準の算定期間の末日において（非課税に該当するものを除く）

- ① 鹿児島市内に所在する各事業所等の合計床面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超える場合
- ② 鹿児島市内に所在する各事業所等の合計従業者数が 100 人を超える場合

#### 【申告のみ必要な場合】

- ① 課税標準の算定期間の末日において、鹿児島市内に所在するすべての事業所等の合計床面積が 800 m<sup>2</sup>を超えて、1,000 m<sup>2</sup>以下の場合
- ② 課税標準の算定期間の末日において、鹿児島市内に所在するすべての事業所等の合計従業者数が 80 人を超えて 100 人以下の場合
- ③ 法人においては前事業年度、個人においては前年の事業にかかる課税期間において事業所税の税額があった場合

[条 115 の 8④、条規 22①]

### 2. 申告納付期限

法人……………事業年度終了より 2 ヶ月以内 [法 701 の 46①、条 115 の 8①]

個人……………翌年の 3 月 15 日まで [法 701 の 47①、条 115 の 8②]

【注】個人が年の途中で事業を廃止した場合は、その廃止の日から 1 ヶ月以内、廃止が納税義務者の死亡による場合は死亡の日から 4 ヶ月以内となります。

### 3. 申告納付場所

申告書の提出先…鹿児島市役所市民税課及び各支所

納 付 先…鹿児島市役所納税課及び各支所・鹿児島市指定金融機関  
鹿児島市収納代理機関・九州（沖縄を除く）の各郵便局

### 4. 修正申告（申告税額が過少であった場合の申告）

申告税額が過少であったため不足額が生じた場合は、すみやかに修正申告書を提出するとともに不足税額を納付していただくことになります。

[法 701 の 49②]

5. 更正の請求（申告税額が過大であった場合の手続き）

申告納付税額が過大であった場合には申告納付期限から5年以内に限り更正の請求を行い、還付を受けることができます。 [法 20 の 9 の 3]

※ 請求の期間は、平成 23 年度税制改正により平成 23 年 12 月 2 日以後に申告納付期限が到来する事業年度分から 5 年（改正前：1 年）に変更となりました。

6. 更正・決定

申告書又は修正申告書の提出後に市長が調査した結果とその内容が異なるときは、課税標準額又は税額を更正することができます。

申告期限までに申告書の提出がない場合には市長が自ら調査した結果によって申告すべき課税標準額及び税額を決定することができます。

ただし、申告期限後でも決定の通知があるまでは、申告納付することができます。

[法 701 の 58①②、法 701 の 49①]

7. 事業所等の貸付に係る申告

事業所用家屋の全部又は一部を他に貸している方は、その貸付を行った日から 1 ヶ月以内に、貸付床面積その他必要事項を記載した「事業所用家屋貸付申告書」を提出していただく必要があります。なお、貸付面積や借受者に異動があった場合も同様です。

[条 115 の 10②]

8. 端数の処理方法

- ① 税 額……資産割・従業者割の合計で、100 円未満切捨
- ② 事業所床面積……1 m<sup>2</sup>未満の端数は、小数点第 3 位以下を切捨
- ③ 従業者給与総額……1 円未満切捨
- ④ 課税標準となる従業者給与総額……1,000 円未満切捨

[法 20 の 4 の 2①、②]

9. 延滞金

申告納付期限後に事業所税を納付する場合は、当該税額に申告納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、年 14.6%（次ページの表に掲げる期間については年 7.3%）の割合を乗じて計算した延滞金がかかります。 (※)

[法 701 の 59、法 701 の 60]

(※) ただし、延滞金の割合については特例規定が設けられており、令和 3 年以降においては、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1%を加算した割合をいう。）が年 7.3%に満たない場合は、年 14.6%の割合にあつては延滞金特例基準割合に年 7.3%を加算した割合とし、年 7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1%を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3%を超える場合には、年 7.3%の割合）で計算します。

【注 1】 更正又は決定の場合の延滞金は、法第 701 条の 59 第 2 項の規定によります。

【注 2】 延滞金額の計算の基礎となる金額に 1,000 円未満の端数があるときはその金額を、またその全額が 2,000 円未満のときは全額を切り捨てます。

【注 3】 延滞金額に 100 円未満の端数があるときはその端数金額を、また延滞金額が 1,000 円未満であるときはその全額を切り捨てます。

年 7.3%の適用期間の表

	申告書の提出	年 7.3%の適用期間
①	申告納付期限までに申告書を提出した場合	申告納付期限の翌日から、1ヶ月を経過する日までの期間
②	申告納付期限後に申告書を提出した場合	当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間
③	修正申告書を提出した場合	修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間

②については延滞金のほか不申告加算金が、また③については過少申告加算金が課されます。  
(加算金につきましては次の10. 加算金をご参照ください。)

10. 加算金

申告書を提出しなかったため、市長が税額を決定した場合や提出した申告書に記載した税額が過少であり、市長が更正した場合などは、次のような加算金が課されます。

(1) 過少申告加算金…不足税額の10% (不足額が一定額を超えた場合、超えた額に更に5%が加算されます。)

期限内に申告書を提出した場合において当該申告税額が過少であるため更正があったとき又は修正申告書の提出があったとき。 [法 701 の 61①]

(2) 不申告加算金……納付すべき税額の15% (納付すべき税額が一定額を超えた場合、超えた額に更に5%が加算されます。)

① 期限後に申告書が提出されたとき、または申告書の提出がない場合で調査によって課税標準額及び税額の決定があったとき。

② 期限後に申告書が提出され、その後において修正申告書が提出されたとき、または調査によって課税標準額または税額の更正があったとき。

③ 申告書が提出されないために調査によって課税標準額及び税額の決定があった後において修正申告書の提出があったとき、または調査によって課税標準額または税額の更正があったとき。 [法 701 の 61②]

※ 期限後に申告書が提出された場合等で、その提出が更正または決定があることを予知してなされたものでない場合の加算金は納付すべき税額の5%となります。

(3) 重加算金

過少申告加算金または不申告加算金が課される場合で、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部または一部を隠ぺいまたは仮装し、かつ、その隠ぺいまたは仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を提出したときは、過少申告加算金に代えて35%の重加算金が、不申告加算金に代えて40%の重加算金が課されます。

[法 701 の 62]

※短期間に繰り返して不申告又は仮装・隠蔽が行われた場合の加算金の加重措置について  
過去5年以内に不申告等に基づき不申告加算金又は重加算金を賦課された者が、再び不申告等に基づき不申告加算金又は重加算金を課される場合、その割合に10%加算されます。

[※平成 29 年 1 月 1 日施行]

## ○ みなし共同事業

### 1. みなし共同事業の概要

事業主が下記4.の「特殊関係者の範囲」に掲げる一定の特殊関係者を有している場合、当該事業主は「特殊関係者を有する者」となります。その特殊関係者の事業が事業主（特殊関係者を有する者）と同一家屋内で行われている場合、当該特殊関係者が行う事業は、事業主（特殊関係者を有する者）との共同事業とみなされ、事業主と特殊関係者が連帯して納税義務を負います。

[法 701 の 32②、令 56 の 21②]

### 2. 免税点の判定

特殊関係者を有する者の免税点判定は、事業主（特殊関係者を有する者）が単独で行っている事業所等床面積又は従業者数と、共同事業とみなされた特殊関係者の事業所等床面積又は従業者数を合算して行います。したがって、自己の事業所等のみでは免税点を超えない場合でも、特殊関係者を有する場合には免税点を超え、課税となることがありますのでご注意ください。

このように特殊関係者を有する者の免税点の判定について特別の規定が設けられているのは、事業の分割又は系列化した場合において、経営形態が異なるという理由のみによって税負担に不均衡が生じないようにしたものです。

[令 56 の 75②]

### 3. 課税標準の算定

特殊関係者を有することにより共同事業とみなされる事業がある場合でも、特殊関係者を有する者及び特殊関係者の課税標準は、それぞれ単独で行っている自己の事業所床面積又は従業者給与総額だけが課税対象となります。

[令 56 の 51②]

### 4. 特殊関係者の範囲

特殊関係者とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

[令 56 の 21]

『特殊関係者となる個人』

- ① 特殊関係者を有する者であるかどうかの判定をすべき者（以下「判定対象者」）の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹
- ② ①に掲げる以外の判定対象者の親族（6親等以内の血族及び3親等以内の姻族）で、
  - ア) 判定対象者と生計を一にするもの
  - イ) 判定対象者から受ける金銭等により生計を維持しているもの
- ③ ①、②に掲げるもの以外の判定対象者の使用人、友人、縁故者等で判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの

④個人で

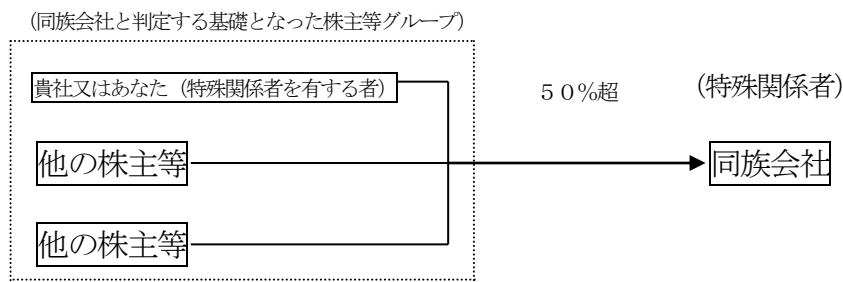
- ア) 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供して生計を維持させているもの (①、②に掲げるものを除く)
- イ) 上記アの者と①～③までのいずれかに該当する関係があるもの

⑤判定対象者が同族会社である場合において

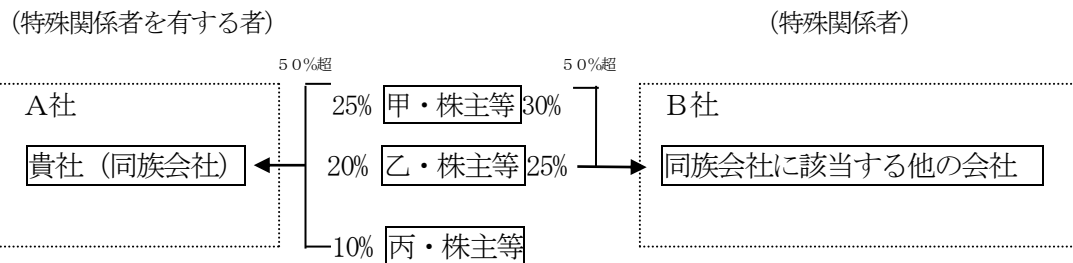
- ア) 同族会社の判定の基礎となった株主または社員である個人
- イ) 上記アの者と①～④までのいずれかに該当する関係がある個人

『特殊関係者となる法人』

⑥判定対象者を判定の基礎として同族会社【注1】に該当する会社



⑦判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主または社員 (これらの者と①～④に該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む) の全部または一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社



- 1) A社を判定対象者としたとき、B社は特殊関係者である。
- 2) B社を判定対象者としたとき、B社を同族会社として判定する基礎となった株主等甲・乙だけではA社の株式等の50%を超えないことからA社はB社の特殊関係者とはならない。

【注1】 同族会社とは法人税法第2条第10号に規定する同族会社をいいます。

具体的には会社の株主等(その会社が自己の株式または出資を有する場合のその会社を除く)の3人以下並びに同法施行令第4条に掲げる同族関係者が有する株式の総数または出資金額(その会社が有する自己の株式または出資を除く)が50%を超える会社をいいます。

【注2】 特殊関係者を有する者であるかどうか及び特殊関係者であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況で行います。

### 3 申告書の記載要領

#### 1 事例

下記の事例についての記載要領は、P33～37をご参照ください。

【事例】鹿児島市(株)は、3月決算(1年決算)の法人で、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度において、使用している事業所用家屋の床面積及び事業年度中に支払われた給与総額等は、次のとおりとします。

##### ◆本社(山下町○番○号)

- (1) 鹿児島市役所ビル(特定防火対象物)に入居(鹿児島市不動産(株)所有)
- (2) 鹿児島市役所ビル全体の床面積 ..... 42,700㎡
- (3) (2)のうち、入居事業所全体の専用床面積 ..... 36,000㎡
- (4) (3)のうち、鹿児島市(株)の専用床面積 ..... 12,000㎡
- (5) (4)のうち、福利厚生施設に係る非課税床面積 ..... 500㎡
- (6) (4)のうち、防災施設等に係る非課税床面積 ..... 400㎡
- (7) 共用床面積 ..... 6,700㎡
- (8) (7)のうち、防災施設等に係る非課税床面積 ..... 2,300㎡
- (9) 本社勤務従業者330人に支払われた給与総額 ..... 9億2,400万円
- (10) (9)のうち、福利厚生施設に勤務する従業者2人に支払われた給与等  
..... 400万円
- (11) (9)のうち、役員以外の年齢65歳以上の従業者15人に支払われた給与等  
..... 3,300万円
- (12) (9)のうち、年齢55歳以上65歳未満の雇用改善助成対象者2人に支払われた給与等  
..... 400万円

##### ◆港倉庫(南栄1丁目×××番地)

- (1) 事業所床面積 ..... 10,000㎡
- (2) (1)のうち、営業用倉庫に係る課税標準の特例の対象となる床面積  
..... 9,500㎡
- (3) 港倉庫勤務従業者50人に支払われた給与総額 ..... 1億円
- (4) (3)のうち、年齢55歳以上65歳未満の雇用改善助成対象者1人に支払われた給与等  
..... 190万円

##### ◆吉野営業所(吉野町△△△番地)

- (1) 垂水市に移転するため、令和2年12月20日に廃止
- (2) 廃止の日の事業所床面積 ..... 800㎡
- (3) (2)のうち福利厚生施設に係る非課税床面積 ..... 55㎡
- (4) 令和2年4月1日から廃止の日までの間に吉野営業所に勤務した従業者20人に支払われた給与総額 ..... 3,300万円
- (5) (4)のうち、役員以外の障害者1人に支払われた給与等 ..... 200万円



## 《 資 産 割 》

### 1. 免税点判定

$$\begin{aligned} & \text{本社 } 12,000 \text{ m}^2 + \frac{12,000 \text{ m}^2}{36,000 \text{ m}^2} \times \{(6,700 \text{ m}^2 - 2,300 \text{ m}^2) \times 36,000 \text{ m}^2\} - (500 \text{ m}^2 + 400 \text{ m}^2) = 12,566.66 \text{ m}^2 \\ & \text{港倉庫 } 10,000 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

$$\text{本社} + \text{港倉庫} = \underline{22,566.66 \text{ m}^2} \cdots \cdots \text{免税点を超える}$$

(注) 吉野営業所は、課税標準の算定期間の末日現在所在していないので、免税点判定の事業所床面積には含めません。

### 2. 課税標準額

$$\begin{aligned} & \text{本社 } 12,566.66 \text{ m}^2 \\ & \text{港倉庫 } 10,000 \text{ m}^2 - (9,500 \text{ m}^2 \times \frac{3}{4}) = 2,875 \text{ m}^2 \\ & \text{吉野営業所 } (800 \text{ m}^2 - 55 \text{ m}^2) \times \frac{9}{12} = 558.75 \text{ m}^2 \\ & \text{本社} + \text{港倉庫} + \text{吉野営業所} = \underline{16,000.41 \text{ m}^2} \end{aligned}$$

### 3. 資産割額

$$16,000.41 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = \underline{9,600,246 \text{ 円}}$$

## 《 従 業 者 割 》

### 1. 免税点判定

$$\begin{aligned} & \text{本社 } 330 \text{ 人} - (2 \text{ 人} + 15 \text{ 人}) = 313 \text{ 人} \\ & \text{港倉庫 } 50 \text{ 人} \end{aligned}$$

$$\text{本社} + \text{港倉庫} = \underline{363 \text{ 人}} \cdots \cdots \text{免税点を超える}$$

### 2. 課税標準額

$$\begin{aligned} & \text{本社 } 92,400 \text{ 万円} - (400 \text{ 万円} + 3,300 \text{ 万円}) - (400 \text{ 万円} \times \frac{1}{2}) = 88,500 \text{ 万円} \\ & \text{港倉庫 } 10,000 \text{ 万円} - (190 \text{ 万円} \times \frac{1}{2}) = 9,905 \text{ 万円} \end{aligned}$$

$$\text{吉野営業所 } 3,300 \text{ 万円} - 200 \text{ 万} = 3,100 \text{ 万円}$$

$$\text{本社} + \text{港倉庫} + \text{吉野営業所} = \underline{101,505 \text{ 万円}}$$

### 3. 従業者割額

$$101,505 \text{ 万円} \times \frac{0.25}{100} = \underline{2,537,625 \text{ 円}}$$

《 事業所税額 》 資産割額 + 従業者割額 = 9,600,246 円 + 2,537,625 円 = 12,137,871 円

(100 円未満切捨) 12,137,800 円

A:「事業所税の申告書」記載要領

受付印 鹿児島市長 殿	年 月 日	※ 処理事項	発信年月日		整理番号	事業所	区分	管理番号	申告区分
	通信日付印		確認						
カゴシマシ 鹿児島市株式会社			住所	〒 892-0816 (電話 ) 鹿児島市山下町○番○号		事業種目	物品販売業・倉庫業		
個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 × × ○ ○			又は			資本金の額又は出資金の額	500,000		
カゴシマ イチロウ 代表取締役 鹿児島一郎			所在地	〒 (電話 )		所轄税務署名	鹿児島 税務署		
令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 事業年度又は課税期間 の事業所税の 申告書						この申告に 応答する者 の氏名		(電話 ○○○-○○○○) 経理課 核島 花子	

資 産 割	事業所 床面積	①	23,466.66	㎡	従業者給与総額	⑫	1,057,000,000	円	
	非課税に係る 事業所床面積	②	800.00	㎡	非課税に係る従業者給与総額	⑬	39,000,000	円	
		③	900.00	㎡	控除従業者給与総額	⑭	2,950,000	円	
	控除事業所 床面積	④	55.00	㎡	課税標準となる従業者給与 総額 (⑫-⑬-⑭)	⑮	1,015,050,000	円	
		⑤	7,125.00	㎡	従業者割額 (⑮× $\frac{0.25}{100}$ )	⑯	2,537,625	円	
	課税標準と なる事業所 床面積	⑥		㎡	既に納付の確定した従業者割額	⑰		円	
		⑦	$\frac{\text{①} - \text{③} - \text{⑤}}{12}$	15,441.66	㎡	資産割額と従業者割額の合計額 (⑰+⑱)	⑲	12,137,800	円
		⑧		558.75	㎡	既に納付の確定した事業所税額 (⑰+⑱)	⑳	00	円
	課税標準となる床面積合計(⑦+⑧)	⑨	16,000.41	㎡	この申告により納付すべき 事業所税額 (⑲-⑳)	㉑	12,137,800	円	
	資産割額 (⑨ × 600円)	⑩	9,600,246	円	備考				
既に納付の確定した資産割額	⑪		円	開与税理士 氏名	谷山 三郎 (電話 ×××-××××)				

各欄の記載内容

①欄	34ページB:「事業所等明細書」明細区分1の計の㉑欄の床面積を記載します。	⑫欄	34ページB:「事業所等明細書」の従業者給与総額⑫の計を記載します。
②欄	34ページB:「事業所等明細書」明細区分2の計の㉑欄の床面積を記載します。	⑬欄	35ページC:「非課税明細書」の非課税従業者給与総額⑬の合計を記載します。
③④欄	35ページC:「非課税明細書」の㉑の合計(事業所等が2以上ある場合はこれらの合計です)で③又は④に対応する個々の数値を記載します。	⑭欄	36ページD:「課税標準の特例明細書」の控除従業者給与総額⑭の合計を記載します。
⑤⑥欄	36ページD:「課税標準の特例明細書」の㉑の合計(事業所等が2以上ある場合はこれらの合計です)で⑤又は⑥に対応する個々の数値を記載します。	⑮欄	1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。
⑦欄	①-③-⑤の数値を記載します。 ただし、課税標準の算定期間が12月に満たない場合は上記の数値に $\frac{\text{算定期間の月数}}{12(\text{月})}$ を乗じて得た数値を記載します。	⑯欄	1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。
⑧欄	②-④-⑥の数値に、各々以下に掲げる割合を乗じて得た数値の計を記載します。 (1) 算定期間の中に新設した事業所等 $\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$ (2) 算定期間の中に廃止した事業所等 $\frac{\text{算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$ (3) 算定期間の中に新設し、かつ廃止した事業所等 $\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$ 1㎡の100分の1未満は個々の事業所等ごとに切り捨てます。	⑰欄	100円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。
		⑱⑲欄	修正申告の場合は、既に納付の確定した当期分の資産割額又は従業者割額を各々記載します。

○免税点超過で税額の発生する方

- (1) 資産割 … 記載箇所 ①欄～⑱欄及び⑲～㉑欄  
(2) 従業者割 … 記載箇所 ⑫欄～㉑欄

B:「事業所等明細書」記載要領

事業所等明細書

明細区分の別	算定期間	※ 整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
1 算定期間を通じて使用された事業所等	令和 2 年 4 月 1 日から	処理事項				
2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等	令和 3 年 3 月 31 日まで	氏名又は名称	鹿児島市株式会社			
		個人番号又は法人番号	1	2	3	4
			5	6	7	8
			9	×	×	○
			○			

※ 処理事項	明細区分	事業所等の名称	所在地及びビル名	資産		使用した期間 (年 月 日)	従業員割	
				専用床面積 ㉞	事業所床面積 (㉞+㉟) ㉞		従業員数	従業員給与総額
		事業所用家屋の所有者 住所・氏名		共用床面積 ㉟		同上の月数	⑤	
	1	本社	鹿児島市山下町○番○号 鹿児島市役所ビル	12,000.00		・ ・ から	330	924,000,000
	2	鹿児島市名山洞○番○号 鹿児島市不動産㈱		1,466.66	13,466.66	・ ・ まで		
	計					月		
	1	港倉庫	鹿児島市 南栄1丁目×××番地	10,000.00		・ ・ から	50	100,000,000
	2					・ ・ まで		
	計				10,000.00	月		
	1					・ ・ から	380	1,024,000,000
	2					・ ・ まで		
	計				23,466.66	月		
	1					・ ・ から		
	2					・ ・ まで		
	計					月		
	1	吉野営業所	鹿児島市 吉野町△△△番地	800.00		2 ・ 4 ・ 1 から	20	33,000,000
	2					2 ・ 12 ・ 20 まで		
	計				800.00	9 月		
	1					・ ・ から	20	33,000,000
	2					・ ・ まで		
	計				800.00	月		
	1					・ ・ から		
	2					・ ・ まで		
	計					月		
	1					・ ・ から		
	2					・ ・ まで		
	計					月		

「明細区分」の欄は、次により記載してください。

- 1は、事業所等が算定期間を通じて使用されたものをいい、2は、事業所等が算定期間の中途に新設又は廃止したものをいいます。また、計は、1又は2の個々の合計をいいます。
- (1)の区分に従って、該当する項目に○印を付します。
- 記載に当たっては、まず明細区分1の事業所等から記載し、次に1の合計、そして明細区分2の事業所等、2の合計の順に記載します。

月数は以下により記載して下さい。

- 算定期間の中途に新設した事業所等  
新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数
- 算定期間の中途に廃止した事業所等  
算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数
- 算定期間の中途に新設し、かつ廃止した事業所等  
新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数

ただし、事業所等が算定期間を通じて使用したものである場合は、「使用した期間」及び「同上の月数」の欄ともに記載の必要はありません。

各欄の記載内容

㉞欄	期末又は廃止の日現在における専用に係る事業所等の用に供する部分の延べ床面積を記載します。
㉟欄	専用床面積に対応する 37ページE:「共用部分の計算書」の㉞欄の共用床面積を記載します。
㊱欄	「専用床面積」と「共用床面積」の合計を記載します。ただし、事業所用家屋の全部を専用している場合等で共用床面積がない場合は、この欄のみ記載します。
㊲欄	期末又は廃止の日現在における従業員数(障害者及び高齢者も含む。)を記載します。ただし、当該算定期間に属する各月の末日現在の従業員数のうち最多月数が最多月数の2倍を超える場合は、各月末日現在の従業員数の合計を算定期間の月数で除した数値を記載します。
㊳欄	算定期間中に支払われた又は支払われるべき給与等の総額を記載します。

C : 「非課税明細書」記載要領

非 課 税 明 細 書

算 定 期 間	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで		※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	氏名又は 名称 個人番号又は 法人番号		鹿児島市株式会社 1 2 3 4 5 6 7 8 9 × × ○ ○					
※	事業所等の名称	本社	事業所等の所在地	鹿児島市山下町○番○号				
非 課 税 の 内 訳			資 産 割	従 業 者 割				
			非課税床面積 ㊦	非課税従業者 数 ㊧	非課税従業者給与総額 ㊨			
法第701条の34第3項第26号該当			500.00	2	4,000,000			
法第701条の34第4項第 号該当			400.00					
非課税に係る該当項目別に各々に適用される法令条項等を記載します。								
障害者・65歳以上の従業者				15	33,000,000			
合 計			900.00	17	37,000,000			
※	事業所等の名称	吉野営業所	事業所等の所在地	鹿児島市吉野町△△△番地				
非 課 税 の 内 訳			資 産 割	従 業 者 割				
			非課税床面積 ㊦	非課税従業者 数 ㊧	非課税従業者給与総額 ㊨			
法第701条の34第3項第26号該当			55.00					
法第701条の34第 項第 号該当								
法第701条の34第 項第 号該当								
障害者・65歳以上の従業者				1	2,000,000			
合 計			55.00	1	2,000,000			
非課税事業所床面積等の合計			955.00	18	39,000,000			

2以上の事業所等について、非課税の規定の適用がある場合は、この欄に合計を記載します。  
 なお、非課税明細書が2枚以上となる場合は、最終の非課税明細書のこの欄に合計を記載します。

----- 各欄の記載内容 -----

㊦欄	期末又は廃止の日現在における非課税に係る床面積を該当項目ごとに各々記載します。ただし、事業所等の用に供する部分に係る共同の用に供する部分がある場合(37ページE:「共用部分の計算書」が添付される場合)は、共同の用に供する部分の床面積に係る非課税面積については記載しません。
㊧欄	期末又は廃止の日現在における非課税に係る従業者数を該当項目別に記載します。
㊨欄	算定期間中に支払われた又は支払われるべき給与等の額のうち非課税に係る給与等の額を該当項目別に記載します。

D：「課税標準の特例明細書」記載要領

課税標準の特例明細書

※	事業所等の名称	本社	事業所等の所在地	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	※	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
					処理事項	氏名又は称	鹿児島市株式会社			
						個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 × × ○ ○				
※	事業所等の名称	本社	事業所等の所在地	鹿児島市山下町○番○号						
課税標準の特例内訳	資 産 割		従 業 者 割							
	課税標準の特例適用対象床面積	控除割合	控除事業所床面積	課税標準の特例適用対象従業者給与総額	控除割合	控除従業者給与総額				
法第701条の41第1項第○号該当	㎡	④	㎡	十億 百万 千 円	④	十億 百万 千 円				
法第701条の41第○号該当	㎡	—	㎡	十億 百万 千 円	1/2	十億 百万 千 円				
	㎡	—	㎡	十億 百万 千 円	—	十億 百万 千 円				
雇用改善助成対象者	/			十億 百万 千 円	1/2	十億 百万 千 円				
				4,000,000		2,000,000				
合 計	㎡	/	㎡	十億 百万 千 円	/	十億 百万 千 円				
				4,000,000		2,000,000				
※	事業所等の名称	港倉庫	事業所等の所在地	鹿児島市南栄1丁目×××番地						
課税標準の特例内訳	資 産 割		従 業 者 割							
	課税標準の特例適用対象床面積	控除割合	控除事業所床面積	課税標準の特例適用対象従業者給与総額	控除割合	控除従業者給与総額				
法第701条の41第1項第14号該当	㎡	3/4	㎡	十億 百万 千 円	—	十億 百万 千 円				
	9,500.00		7,125.00	十億 百万 千 円	—	十億 百万 千 円				
課税標準の特例に係る該当項目ごとに各々適用される法令条項等を記載します。			㎡	十億 百万 千 円	—	十億 百万 千 円				
		—	㎡	十億 百万 千 円	—	十億 百万 千 円				
雇用改善助成対象者	/			十億 百万 千 円	1/2	十億 百万 千 円				
				1,900,000		950,000				
合 計	㎡	/	㎡	十億 百万 千 円	/	十億 百万 千 円				
				9,500.00		7,125.00				
控除事業所床面積等の合計			㎡	控除従業者給与総額の合計		十億 百万 千 円				
				7,125.00		2,950,000				

2以上の事業所等について、課税標準の特例の規定の適用がある場合、この欄に合計を記載します。  
 なお、課税標準の特例明細書が2枚以上となる場合は、最終の課税標準の特例明細書のこの欄に合計を記載します。

各欄の記載内容

⑦欄	期末又は廃止の日現在における課税標準の特例に係る床面積を該当項目ごと各々記載します。なお、法第701条の41第1項及び第2項並びに附則第33条の規定のうち、2以上の規定の適用がある場合には、適用順序に従い、上位の規定の適用を受ける⑦の欄の「控除床面積」を控除した後の床面積を記載します。
④欄	課税標準の特例に係る該当項目ごとに各々適用される控除割合を記載します。
⑧欄	⑦に④の割合を乗じて得た控除床面積を記載します。(1㎡の100分の1未満は切り捨てます)
⑤欄	算定期間中に支払われた又は支払われるべき従業者給与総額のうち、課税標準の特例に係る給与等の額を該当項目ごとに各々記載します。
⑥欄	課税標準の特例に係る該当項目ごとに各々適用される控除割合を記載します。
⑨欄	⑤に⑥の割合を乗じて得た控除従業者給与を記載します。(1円未満は切り捨てます)

E:「共用部分の計算書」記載要領

共用部分の計算書

算定期間		※ 処理事項		整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで		氏名又は 個人番号又は 法人番号						
		鹿児島市株式会社		1 2 3 4 5 6 7 8 9 × × ○ ○				
※ 事業所等の名称 本社			事業所等の所在地 鹿児島市山下町○番○号					
専用部分の延べ面積	①	36,000.00	③ の 内 訳					⑦
①のうち当該事業所部分の延べ面積	②	12,000.00	消 防 設 備 等 に 係 る 共 用 床 面 積					⑦
非課税に係る共用床面積	③	2,300.00	防 災 に 関 する 設 備 等					⑦
③以外の共用床面積	④	4,400.00	全部が非課税となる共用床面積					①
共用床面積の合計 (③+④)	⑤	6,700.00	2分の1が非課税となる共用床面積					⑦ (×1/2)
事業所床面積となる共用床面積 $\left[④ \times \frac{②}{①}\right]$	⑥	1,466.66	⑦～⑦以外の非課税に係る共用床面積					⑤
		合 計 ( ⑦ ~ ⑤ )					④	2,300.00
※ 事業所等の名称			事業所等の所在地					
専用部分の延べ面積	①		③ の 内 訳					⑦
①のうち当該事業所部分の延べ面積	②		消 防 設 備 等 に 係 る 共 用 床 面 積					⑦
非課税に係る共用床面積	③		防 災 に 関 する 設 備 等					⑦
③以外の共用床面積	④		全部が非課税となる共用床面積					①
共用床面積の合計 (③+④)	⑤		2分の1が非課税となる共用床面積					⑦ (×1/2)
事業所床面積となる共用床面積 $\left[④ \times \frac{②}{①}\right]$	⑥		⑦～⑦以外の非課税に係る共用床面積					⑤
		合 計 ( ⑦ ~ ⑤ )					④	

各欄の記載内容

①欄	共用部分以外の部分(以下、専用部分)で⑤の欄の共用部分に関連を有する専用部分の延べ面積を記載します。	⑦欄	⑦、①及び⑦の欄は、特定防火対象物である事業所等についてのみ記載します。
②欄	①の専用部分の延べ面積のうち、この申告書に係る事業所部分の延べ面積(以下、専用床面積)を記載します。	⑦欄	共用部分のうち、令56の43②に掲げる消防用設備等に係る床面積を記載します。
③欄	同表④欄の数値(共用部分の延べ面積のうち、非課税規定の適用を受ける部分)	①欄	共用部分のうち、令56の43③一イ、四及び五イに掲げる避難階段等に係る床面積を記載します。
④欄	共用部分の延べ床面積のうち、非課税規定の適用とならない部分の床面積を記載します。	⑦欄	共用部分のうち、令56の43③一ロ、二、三及び五ロに掲げる廊下等に係る床面積の2分の1相当部分の床面積を記載します。
		⑤欄	従業員の福利厚生施設等で共用部分に係る施設の床面積を記載します。



※事業所税についてご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

## 鹿児島市役所総務局税務部市民税課

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

TEL (099) 216-1172 (諸税係直通)

(099) 224-1111 (代 表)